

令和4年度第1回
文京区都市計画審議会会議録

日時：令和4年7月1日（金）

午後1：59～午後3：21

場所：文京シビックセンター

24階 区議会第1委員会室

文京区都市計画部都市計画課

○下笠幹事 まだお一方お見えになっていないようですが、お時間となりましたので、ただいまより令和4年度第1回文京区都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、また大変お暑い中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、事務局を担当しております都市計画部都市計画課長の下笠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、終了時刻は午後3時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染対策など、お願いがございます。会議中は、会場内の換気のため室温の維持が困難となりますので、衣服等による調節をお願いいたします。室内ではマスクの着用をお願いいたします。御発言の際には、御着席のままマイクに近づけてお話しください。会議時間は90分の予定としておりますので、御発言内容はできるだけ簡潔にまとめていただき、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

次に、お手元の資料を確認させていただきます。まず、事前にお送りいたしました資料は、本日の次第、令和4年度第1回文京区都市計画審議会の資料、全38ページでございます。続きまして、お席に置かせていただきました資料が、委員及び幹事名簿、本日の座席表でございます。資料をお持ちでない方、また、不足等がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、御発言の際ですが、挙手の上、会長から指名がございましたら、まずはお名前をおっしゃっていただき、御発言いただきますようお願いいたします。

また、マイク的使用方法についてですが、御発言の際と御発言が終わりました際には、お手元のマイクのスイッチを押していただきますようお願いいたします。

次に、委員の出席状況でございますが、松原委員、富岡委員、城田委員より、御欠席との御連絡をいただいております。

それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、委員の委嘱を行います。

東京都第六建設事務所の人事異動により、関係行政機関の吉野委員が辞任され、4月1日付で城田峰生様が後任の委員となりましたが、本日は御欠席でございます。

また、区民公募委員の光山委員が区外への転出に伴い辞任されたため、文京区都市計画審議会区民公募委員選考要領第6条第3項の規定により、公募委員に欠員が生じたときは、

順位に基づき選考を行い、公募委員を選定することができることから、本日付で太田貴之様に委員をお願いするものでございます。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、御起立いただき、お席にて成澤区長から委嘱状をお受け取りいただきたいと存じます。

それでは、区長、よろしく願いいたします。

区民公募委員の太田貴之委員です。

○成澤区長 委嘱状。太田貴之様。文京区都市計画審議会委員を委嘱します。令和4年7月1日付です。文京区長、成澤廣修。どうぞよろしく願いいたします。

○太田委員 よろしく願いします。

(委嘱状交付)

○下笠幹事 ありがとうございます。

次に、4月及び6月の人事異動により、幹事の変更がございましたので、新幹事を御紹介申し上げます。

企画政策部企画課長の横山幹事でございます。

○横山幹事 横山でございます。よろしく願いいたします。

○下笠幹事 次に、都市計画部地域整備課長の前田幹事でございます。

○前田幹事 前田です。よろしく願いします。

○下笠幹事 次に、都市計画部建築指導課長の川西幹事でございます。

○川西幹事 川西です。よろしく願いいたします。

○下笠幹事 次に、土木部道路課長の村岡幹事でございます。

○村岡幹事 村岡です。よろしく願いいたします。

○下笠幹事 最後に、資源環境部環境政策課長の渡邊幹事でございます。

○渡邊幹事 渡邊です。よろしく願いします。

○下笠幹事 続きまして、成澤区長より御挨拶を申し上げます。区長、よろしく願いいたします。

○成澤区長 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。

本日は、御多用のところ、また酷暑の中、令和4年度第1回文京区都市計画審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、東京都へ意見回答する東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更についてを御審議いただきたいと存じます。また、文京区都市マスタープランの

見直しについて、御報告を申し上げる予定でございます。

本審議会の委員の皆様方には、引き続き文京区の安全で快適なまちづくりの実現のため、お力添えをいただきますことをお願い申し上げ、簡単ですが、私からの御挨拶とします。どうぞよろしく願いいたします。

○下笠幹事 ありがとうございます。

次に、区長より審議会への諮問がございます。区長、よろしく願いいたします。

○成澤区長 文京区都市計画審議会会長、市川宏雄様。文京区長、成澤廣修。

文京区都市計画審議会条例第2条の規定により、下記の事項について諮問いたします。

1、東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更について。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(諮問文手交)

○市川会長 了解しました。

○下笠幹事 ありがとうございます。

区長は、この後の日程がございますので、退席させていただきます。

○成澤区長 お願いいたします。

○下笠幹事 成澤区長、ありがとうございます。

(成澤区長退席)

○下笠幹事 それでは、本日の審議会の進行につきまして、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

これからの進行は市川会長にお願いすることといたします。市川会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○市川会長 それでは、審議を始めたいと思います。これからの運営は、文京区都市計画審議会運営規則に従い進めてまいりますけれども、規則第9条により、本審議会は公開することとなっております。よろしく願いいたします。

本日審議をしていただく議題は、東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更についてでございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○有坂幹事 それでは、資料1により、東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更について説明いたします。

まず、住宅市街地の開発整備の方針についてですが、これは、文京区都市計画審議会に

においても審議され、東京都において令和２年度に都市計画決定されている都市再開発の方針及び令和４年度に都市計画決定されている防災街区整備方針と並び３方針と呼ばれるもので、東京都が策定した都市計画区域マスタープランに即したものとなります。

資料に戻りまして、１、これまでの経緯です。

住宅市街地の開発整備の方針は、良質な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランとして、都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の構想の明確な位置づけを行うものであり、住宅市街地に係る土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、住宅市街地の開発整備に関する個々の事業を効果的に実施することなどを目的として定めるものです。

東京都が平成２７年３月に都市計画決定した本方針については、社会経済情勢の変化や、昨年度改定された東京都住宅マスタープラン等との整合性を図るため、都市計画変更を行うものです。

本区においては、昨年５月に書面開催した本審議会に御報告した後、昨年６月１日付で都知事から都市計画法第１５条の２第２項に基づく本方針の原案資料の確認及び作業依頼があったため、昨年８月２４日付で都に原案資料を再提出しております。

都では、各区市の変更案を取りまとめ、都市計画素案を作成し、縦覧等を行っており、その上で、１枚おめくりいただきまして、３ページにありますとおり、都知事から都市計画法第１８条第１項に基づく意見照会を行っております。本区におきましては、本審議会にお諮りし、８月２日までに都に回答することとしております。

次に、２、文京区における住宅市街地の開発整備の方針の都市計画変更についてです。

本区においては、事業が完了している都市計画道路線の表示等の変更や、冒頭に御案内しましたように、既に都市計画変更されている都市再開発の方針及び防災街区整備方針との整合性を図るとともに、東京都住宅マスタープランの別冊に定められている重点供給地域との整合性を図るため、資料、２ページ、１行目に記載しています「文４、音羽一・二丁目地区」、「文５、不忍通り地区」、「文９、不忍通り第二地区」、この３地区を削除しております。

４ページから２１ページまでは東京都が作成したこのたびの変更案となっております、２２ページからは新旧対照表となっております。

新旧対照表にありますように、細かな文言修正のほか、２４ページ、２、住宅市街地の開発整備の目標、（１）実現すべき住宅市街地の在り方では、アンダーラインが下のほう

に引いてありますが、住生活をめぐる状況が変化しており、地震、水害などの自然災害に対する備え、脱炭素社会の実現に向けた住宅市街地のゼロエミッション化、DXの進展への対応といったことや、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、「新たな日常」に対応した住宅政策といった文章が追記されております。

さらに、25ページから始まります(2)住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標には、先ほど追記された政策に対する内容が記載されているだけでなく、より充実した内容となっております。

32ページまでは東京都全体に共通する内容となっております。

本区の変更概要は、33ページからとなります。

表の文字が小さいなど見にくくて申し訳ございませんが、上から2段目に、番号・地区名という欄がありますが、1つの地区に対して、一番上の欄にある変更案と既決定の2列に分かれております。それぞれのページには2地区の概要が示されております。既決定の部分は、先ほども御案内したとおり、平成27年3月に都市計画決定した内容を示しております。

また、上から3段目の地域区分の呼び方については、平成29年に都が策定した都市づくりのランドデザインに合わせて名称を変更しております。それ以外の箇所については、都市再開発の方針、防災街区整備方針などと整合するよう、文言修正を行っております。

34ページから36ページに、1地区ずつ、変更案の欄が空白になっている3地区については、先ほど御説明したように、東京都住宅マスタープラン別冊に定める重点供給地域と整合するよう削除した地区でございます。

すみません。資料、2ページにお戻りいただきまして、3、今後のスケジュールです。

先ほども触れましたが、都に対し、本区の都市計画審議会からの答申について、8月2日の期日までに回答し、その後、都において9月に開催を予定している東京都都市計画審議会への諮問答申を経て、10月に都市計画変更決定の告示を行うこととなっております。

説明は以上です。

〇市川会長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございました内容につきまして、御質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

まず初めに、岡崎委員、お願いいたします。

〇岡崎委員 こんにちは。今回の都市計画変更ということで、文京区にとっては一番大き

な点が、重点供給地域が8地区から5地区になるということで、これまでの「文4、音羽一・二丁目地区」、「文5、不忍通り地区」、「文9、不忍通り第二地区」が削除されるということになるんですが、今、ここの地域も継続して事業をやっているところもあると思いますし、整備中のところもあると思うんですが、この削除されることによって、今後どのようにっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○市川会長 事務局、お願いいたします。

○有坂幹事 今回、今、委員がおっしゃられたように、重点地区が3地区削除されますが、その中に、現状、都市計画道路の事業を継続して行っているところですか、これからも事業決定されていくようなところも残ってございます。しかしながら、重点地区が削除されたからといって、そういった道路の計画、都市計画決定までが全て削除される、なくなってしまうということではございませんで、継続して道路事業等は行われていくということですので、大きく何かが変わるということではございません。

○市川会長 いいですか。

○岡崎委員 はい、分かりました。措置をされたからといって、事業自体がなくなるとかというわけではなく、継続して、先ほど言った拡幅も含めて行っていくと、確認なんですけれども、そういったところでよろしいでしょうか。

○有坂幹事 はい、そのような理解でよろしいかと思います。

○岡崎委員 ありがとうございます。

○市川会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見ございますか。質問ですか。

○西村委員 文京区議会の西村と申しますけれども、ちょっとまた、毎度毎度ポイントを絞った大塚五・六の質問でございますけれども、都の整備案が方針が変わるといって、私、この町、50年住んで、10年、11年ぐらい前から不燃化特区の部分が入って、ゆっくり家を建て替えようとする人は確かにこの10年で増えてまいりましたけれども、ずっと昔、増子先生から聞いたことがあったんですけれども、4メートルの2項道路、御陵の万年塀を都が進めて6メートルにしようという案も出たという話があったり、どんどん防災に強い町の意向があるにもかかわらず、いまだに消防車も救急車も入れない道もうんといっぱいありますし、何かどんどん変わっていくような感覚が全く見受けられないです。不燃化特区ぐらいなんですけれども。それ以外で、都がこれだけ力を入れて、何をどう、また力を入れていくのかと、なかなか一生懸命読んでも見えてこないんですけれども、

何かちょっと分かりやすく教えていただけたらと、その1つだけです。

○市川会長 事務局から説明をお願いいたします。都は何をしたいのかですね。

○有坂幹事 この重点地区というものが、先ほどもちょっと御説明したように、住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅地の整備という方針を定めるとともに、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、または開発すべき市街化区域における相当規模の地区を重点地区として指定するというものでして、あとは重点地区では、地区を定めて整備または開発の計画の概要として、地区の整備または開発の目標、土地利用計画の概要、都市施設等の整備の方針等を明示するということになっております。

簡単に申しますと、都市計画道路の拡幅等に合わせてまちづくり等を行っていくという地区になっておりますので、この地域の中の、主に区道等について拡幅をすること。そういったことと併せてまちづくりをしていくということには直接な関係性がないといえますか、大きい道路の整備に合わせて周りの住宅の建て替え等を行って行って、良質な住環境を形成していく地域というふうに思っただけであればよろしいかと思えます。

○市川会長 はい、お願いします。

○西村委員 では、すみません、最後に1つ。

坂下通りからつながって、豊島区のほうの土木部が賛同を得てくださったという意見を聞きますサンシャインのほうからずっと整備されるのは聞いたのですが、ただ、問題は、その中から入った部分は、2項道路といいましても、これは何十年待てばいいのというところも多々ありますし、都道のほうの新大塚近辺も、傘2つ通れないぐらいの細い、ラーメン屋さん、焼鳥屋さん、八百屋さんが並んでいるところもありますし、私、小学校、幼稚園のときから状況が変わっていないところが多々あるんです。今ここで文句を言ってもしょうがありませんから、いろいろ区のほうも状況は全部熟知されていると思えますけれども、より一層強く、また都のほうとの折衝をお願い申し上げます。

以上です。

○市川会長 何か事務局。はい、お願いします。

○前田幹事 地域整備課長の前田です。大塚五・六に関しましては、今、委員指摘のように、不燃化特区事業に今、力を入れて、主に木造建築物の建て替え助成というようなことを中心に取り組んでいるところでございます。

今年度もそれに引き続いて、例えば、無接道敷地について建て替えが進まないというような問題もございますので、そういったところを個別にヒアリング等しながら、地道に

まちづくりは進めているというようなところでございます。

○市川会長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、御意見、御質問ございますか。

海津委員、お願いいたします。

○海津委員 私のほうからは、28ページの目標10、今までのところでは、目標10で地震災害からの復興というところで、応急仮設住宅の迅速な提供に向けた整備を図ると。非常に避難所生活が長期化するということは、東京都のほうも見越しているところで、とても重要な視点だと思ったんですけども、今回の変更後のところで、そうした記載が見られないんです。やはり全ての人が今現在、安全なところで暮らしているわけではなく、やはり全壊、半壊という危機の中で、その後の住宅ということには非常に大きな視点があると思います。問題があると思っていますし、応急仮設住宅の確保というのは、例えば文京区の場合ですと、なかなかその場所がないという問題もできております。なので、これは文京区に限らないと思うんですけども、こうした視点をしっかりと書き込んでいかなくてはいけないと思うんですが、今の現存の住宅を変えていくことによって全てが解消できてしまうような変更後の印象を受けているので、その辺りはどういうふうにするのか。私としては、そこのところもしっかり再度書いていただくような要望をお願いしたいと思っているんですけども。

○市川会長 今、委員の御質問は、目標6、新しいところに、災害時における安全な居住の持続というのがあって、御指摘の点は、前の目標10は、応急仮設住宅の話があったけれども、それがなくなったということですか。

○海津委員 そうです、そうです。

○市川会長 内容は目標6で広がっているんですよ。

○海津委員 でも、目標6のところからすると、そこのところが読み取りにくい。

○市川会長 分かりました。

○海津委員 やはりこの応急仮設という公的なものをきちんと書き込んでいるところですよ。そこのところと、これはどちらかというと、自助に近いような形に思ってしまうので、しっかりと公助的な部分の住宅補給ということを書き込むべきだと私は考えています。

○市川会長 では、事務局から説明をお願いいたします。

○有坂幹事 こちらにつきましては、先ほども申しましたように、東京都全体の方針ということになっておりまして、東京都が策定している都市づくりのグランドデザイン、そう

いったものに基づいて、変更案として挙げられているものになります。

今、委員がおっしゃられたような応急仮設住宅のことについて記載がないということですので、東京都のほうにも、その辺りにつきましては、記載していただけるよう、要望はしていきたいと思います。

○海津委員 ありがとうございます。

○市川会長 何となく一般論で言うと、応急仮設は、結構もっと大都市ではないところにある話で、東京も含めて空き家等がいっぱいあるので、しかし応急仮設を造るか造らないかという議論が背後にきつとあるんですよね。だから、東京だと、応急仮設を造るというよりは、もうちょっといろいろな意味で、応急仮設だけではないいろいろなことがきつとあるので、記載が抜けているのではないですか。そうではないですか。

○海津委員 いえ、東京都の、多分その辺は平田先生の御専門でいらっしゃると思うんですけども、多分、空き家を活用したとしても足りない、応急仮設を造っていかなければならないという試算がたしかされていたというふうに考えていますので、もちろん会長がおっしゃるような、空き家のところの活用も含めてだと思えますけれども、仮設ということの、どういうふうにするかは別にしても、必要な……。

○市川会長 事務局からお願いします。

○澤井幹事 都市計画部長、澤井でございます。

従前の目標のところ、地震災害からの復興のところ、応急仮設住宅の迅速な提供というところの御指摘かと思えます。今回、目標の中では、これ、目標が同じ番号であっても内容的には必ずしも1対1対応になっていないところがございますので比較はちょっとしにくいかもしれませんが、新たな目標のところ、特に応急仮設住宅はないということなんですが、応急仮設住宅の提供について、これ、しなくなるとかそういうことでは全くございませんで、東京都の地域防災計画の中でも、文京区の地域防災計画の中でも、応急仮設住宅についてはしっかり提供していく体制については、むしろ以前よりも、より緻密に計画をしているということでございます。文京区においても、東京都と連携した中で応急仮設住宅の、文京区は、応急仮設住宅の用地の提供についても、事前に東京都と連携しながら場所の提供を決めていて、応急仮設住宅の提供については、東京都が中心になって都内各所について、事業者も選定しながら応急仮設住宅を提供するというのは、地域防災計画でしっかり明示されております。

私の認識では、今回の住宅市街地の開発整備の方針については、これは長期的な住宅市

街地整備、住宅市街地として整備の考え方をマスタープランとして長期的な方針を定めるというのが一番大方針でございますので、いわゆる災害対策という意味で、ここに入れておりませんが、ただ、ここに記載するかどうかというのは、東京都全体のまちづくりの計画の中での考え方の整理としてされたというふうに私は認識しております。

この計画で応急仮設住宅の記載がなくなることが、応急仮設住宅に対する考え方の後退であるというふうには全く認識しておりませんし、東京都全体の計画の中では、今回、災害リスクが上がっていく中での防災計画の見直し、方向性から言えば、しっかりと応急仮設住宅の整備体制についても構築されておりますので、そういった意味で、このいわゆる住宅市街地の直後や住宅市街地としての環境整備の方針のマスタープランからは、ここでは除いているということと、それが考え方として後退しているというのはちょっと違うというふうに考えておりますので、そこは逆に、あまり御心配になるようなところではなくて、むしろしっかり記載されております。それは地域防災計画と区のもの、都のものも御確認いただければ、これは間違いございませんので、そういった意味で、ここに記載していないというのは、全体の計画の中での都の整理の仕方というふうに御認識いただければよろしいかと思えます。

○市川会長 もうちょっと言うと、三宅島の噴火のときに、いろいろ避難してきたけれども、都営住宅もいろいろ東京都は持っているので、そこを使っているので、足りなければ恐らく応急仮設を造ると思うんだけど、順番からいって、応急仮設を造ることが優先順位が高いと思わないので、これは推測ですけども、今回消したはずで、ただ、もちろん東京都はいろいろな防災拠点を持っていますから、全部入っているんですよね。

問題は、今日、これを審議して、東京都がつくった部分と、文京区に該当する部分が両方あって、東京都がつくったものに対して、質問を出すんですか、東京都には。

○海津委員 要望だけです。

○市川会長 こういう議論があったということを出すということですか。

○澤井幹事 基本的には、これ、東京都から依頼があったのは、この文京区に関わる部分についての変更について、まず区としてこういった形の変更を、大本の方針に照らして、こういったものに変えてくださいという形の資料を作っています。

○市川会長 そうですね。

○澤井幹事 今回は、東京都全体の計画が各自治体から、この場合、区部の計画ですけども、区部の計画については全てそろったので、最終的にこれで区から上がってきたもの

はこういうふうになってきたけれども、これでよろしいかという意見照会になっております。

基本的には、この全体計画のところについては、東京都がまとめ、そして東京都が、今回は区部、そして市部でも公聴会等も行った上で、最終的には今後開かれます東京都の都市計画審議会で審議されるということになります。

文京区としては、文京区部分について、もし区のまちづくりの計画とそごがあるようであれば、当然返さなければいけないと思うんですけども、これは全体の計画としては、この部分については特に意見を求められているというふうには私は認識しておりません。

○市川会長 海津委員、お願いします。

○海津委員 やはり計画というのは、普通の素人の、こういうふうな今いる専門家のところで説明を受けて分かるものではなくて、ざっと読んで、安心ができる、自分は取りこぼされていないな、それこそ東京都もSDGsをしっかりと掲げていますので、誰一人取りこぼさないということがなるべく明記される計画であるべきだと思っています。

なので、ここの変更前のところで書かれているところの記載の仕方として、ここまで準備を図るというふうな一定のものを書いておくことは、自分の安全の居住として、自分のそれこそ財産的にも、新たなものをなかなか手に入れることができないとか、そんな心配のところもここに書き込まれていくことによって安心感を得られると思っていますので、そこはぜひお願いしたいことと、そもそも私は都民の一員としてもこのところに参加しておりますので、こうした計画の下に文京区のものも読んでいくところがあると思っていますので、そこは意見としてしっかりと東京都のほうに上げていただくようお願いをしたいと思います。

○市川会長 事務局、お願いします。

○澤井幹事 御意見を伺ったのですけれども、本日は文京区の都市計画審議会でございますので、文京区の諮問事項についてお願いしたいところが1点。それから、都民の方については、先ほど申し上げたとおり、公聴会も既に行われておりますし、都の審議会もございます。

今回、実際にお読みになって比較した上で生じた疑問については、なぜここでこういった形になったのかという変更の趣旨については、一応、東京都には確認はしたいと思えます。ただ、基本的な部分として、これは私自身の認識ですけれども、応急仮設住宅の計画について、特に後退は東京都はしておりません。文京区も含めてしておりませんし、これ

は東京都の方針として、勝手に思っているだけではなくてです。

なので、まず御心配の問題がないということと、それは逆に地域防災計画についても、やはり東京都は都民の方に、文京区は区民の方に、それぞれお知らせしながら改定も進めておりますので、そういった意味では、きちんと皆さん宛てに御説明しているというのは私どもの認識でございます。

ここで、特に前回こういった記載があって、今回記載がなくなることについて、東京都全体の計画の中でどういう考え方なのかということについては、一応、質問し、確認はしておきたいと思っております。

○海津委員 分かりました。これだけです。

○市川会長 お願いします。

○海津委員 このところで、土地計画法のところで、第21条第2項においてと書いてあって、貴区の御意見を伺いますというところで、貴区の文言に対してだけというふうにはなっていないので、この計画自体、全部に、全般に私はかかってくると思っておりますので、そこはぜひ意見としてお伝えいただきたいというふうに重ねて御検討をよろしく願いたいと思います。

○市川会長 意見というか、こういう意見があったということは……。要は、目標というのは、すごい大きいものをつくっていて、優先順位があって、いろいろな意味でバランスを取ってつくっているんで、細かいことを言い始めると、山ほどあるわけですよ。時代の流れからいうと、今、東京における明らかな状況は、応急仮設住宅を造るような状況、巨大災害が起きれば分からないけれども、現状では優先順位はほかにいっぱいあってということ恐らく消えているはずで、造らないわけではなくて、造るんですよ。ただ、優先順位があって、そういう防災計画全般の話の中で決まったことに対して、いや、前はあったから、今回入れろと、それはおかしいと思うんです。これはどうなんですか。

○海津委員 そこはやはりここに、前回は重要だから書き込まれたものであって、今回それは落としていいというふうには私には思えませんし、これは誰に対してやっているかと言ったら、東京都全般にかかる計画が、都民一人一人が読んだときに、分かりやすく示すべきだと思っておりますので、今言われたように、防災計画の中で当然やるからと言って、こっちに記載しなくていいということではないと思っております。変更前には少なくとも書かれていたものなので……。

○市川会長 ちょっと、それ、申し訳ありません、議論を替えていて、いいですか。

○海津委員 ええ。

○市川会長 前回つくった目標はこうだったと、いろいろなことがあってこうした。今回は、もう1回、時代が変わったことで含めて書いていったときに、何を優先的に書くかということをつくっている目標であって、やめたわけでも何でもないんですよ。それを都民が理解できないという発言がおかしい、そもそも。

○海津委員 いえ、書いていなければ、そこが取りこぼされてしまっているのかと心配される方はいると思います。私は実際のところ、ここを読んだときに、応急の仮設住宅というのは非常に重要な、その人たちにとって、全ての被災者にとって重要な視点だと思っていますので、それが今回は入っていないんだということで、非常に私はびっくりしました。

○市川会長 あなた個人の意見は分かりましたけれども、全体の流れの中で何を取るかというのは、東京都が決めてきたことに対して、疑問を持つことは構わないけれども……。

○海津委員 いや、でも、こことして、やはりそういうふうな住宅計画とすれば、応急仮設住宅も住宅として災害時には非常に重要な視点だと思っていますので、そこはぜひ明記して……。

○市川会長 それはどういう災害に対して言っていますか。応急災害住宅を造る場合、様々なケースがあって、どういう想定で物を言っていますか。

○海津委員 応急仮設住宅というそれは、様々な、今、会長がおっしゃったように、いろいろなやり方があると思います。空き家……。

○市川会長 だから、どういう災害に対して何を考えて言っているんですか。

○海津委員 それだったら、ここ、首都直下型地震とか書けばいいんじゃないですか。災害時の首都直下地震……。

○市川会長 首都直下地震の被害想定を見ていますか。

○海津委員 見えますよ。

○市川会長 それで具体的に応急住宅がとても必要だと書いてありますよ。

○海津委員 応急住宅は……。

○市川会長 当然造るに決まっているんです。だから、それはとても大事だと書いてありますよ。

○海津委員 それ、当然必要ですよ、そこは。

○市川会長 それは何でもやるんですよ。だから、今言っているのは、目標として書くことの優先順位が今回変わったんだと言っているわけですよ。

○大方委員 ちょっとよろしいですか、一言。

○市川会長 はい。

○大方委員 ここの目標、前のほうは、要は、地域防災計画を見直すと、その中で応急仮設についても、それから速やかな執行のための準備、これも書き込むと。そういう目標だと思うんですが、この目標は前の、これは5年前、10年前ですか、もう達成されたので書かないというふうに私は普通に読んで理解したんですけども、そういうことではないんですか。

要は、消えた理由がちゃんと説明されていないから不満に思っているんじゃないかと思うんですけども、この見直しはもう済んでいるですね。

○海津委員 いや、私はいまだに仮設住宅は足りないというふうな視点でいるから、そういうふうに……。

○市川会長 事務局のほうから。

○澤井幹事 先ほど来から、海津委員から、これは要するに記載がなくなったことについて、応急仮設住宅の整備に関する東京都の方針としての後退ではないかということを懸念されている、心配なさっているという御発言がされているかと思います。

まさに今、大方委員からもいただいたように、地域防災計画の中では応急仮設住宅についてはしっかり明記されておりますし、単純な目標ではなく、地域防災計画については、どのように供給していくのか、都区の連携の方法、それから、用地ですとか、建物をどうやって造っていくのかまで計画されております。それは現行のほうで計画されております。

まさにおっしゃっていただいたように、ですから、先ほど来申し上げているように、この記載の削除に関して、どういった趣旨からということについては東京都に質問はしたいと思っておりますが、本質的な問題として、海津委員が心配されているような問題は、基本的に東京都全体の計画、文京区の計画も含めて、全く御心配はないというふうに私は考えております。

ただ、これだけを見てしまうと、まるで東京都が応急仮設住宅を造ることをやめてしまったかのようにも読み得るといって御指摘かと思えます。ですから、そういった読み方をされる委員もいたんですけども、これについてはそういった趣旨ではないというのは、私自身は認識がありますけれども、そこをしっかりと説明をしていただいたほうが、やはり親切であろうというふうに思いますので、そこについては東京都に問合せをして、必要があれば、海津委員にも、それから他の委員の皆さんにも、知りたいというお話があれば、それ

についてどういった回答があったかについてはお知らせしたいと思います。

ただ、重ねて申し上げますけれども、東京都は、応急仮設住宅、地域防災計画でしっかりと、大方先生からお申しいただいたように、しっかり明記しておりますし、災害時対策としては、今後の震災リスク等も含めて、応急仮設住宅だけではありません、様々な災害対策について、より緻密な計画を立てているということについては間違いないものと、ここで改めて申し上げます。

○市川会長 今御指摘あった事務局からの御意見として、なぜこれが今回消えたのかを聞くと、経緯を聞くと、それでいいと思うんですけども、海津委員、そういうことでいかがですか。

○海津委員 東京都の住宅対策本部の中では、災害時における住宅の確保というのがきちんと書かれていまして、応急仮設住宅等の供給というふうに書かれています。これは取組として書かれていて、ここに書かれているものも、関心を持って暮らしているとか、これももう今もそういうふうなところの理解啓発は進めていますし、大規模なハード面やソフト面においても形成されていくことを目標としていますけれども、これも今現在やっている。だとすれば、今の災害時における応急仮設等の供給もできることを書くということは、この東京都の住宅対策本部と一致すると思いますので、ぜひその辺りはまた意見として伝えていただけるようお願いできればと思います。

○市川会長 意見というか、どういうふうに今回の目標でこれがなくなったのかということ、経緯を聞くと、こういうことですね。事務局の……。

○澤井幹事 そのようにさせていただきます。

○市川会長 それでよろしいかと思います。ありがとうございました。

ほかは、どなたか御意見を伺います。さっき手を挙げていた、磯委員。

○磯委員 最初の3地区の削除について、ちょっとまた確認というか、教えていただきたいんですが、先ほどの御説明だと、3地区が削除されても、現在整備中の計画には特に支障がない、デメリットはないというようなお話でしたけれども、そもそもなぜこの3地区が削除されたのかというのは、当初に比べて計画が進んだからという理解でよろしいのでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いします。

○有坂幹事 これは先ほども御説明したように、東京都の住宅マスタープランが、昨年度、今年の3月に改定されまして、そこに別冊というものがございまして、その中で重点供給

地域というものが示されております。それが5地区示されておきまして、今回、削除されていないものが5地区載っているということで、それに整合性を図るように変更しておりますので、今回の重点供給地域に載っていない3地区を削除しているということです。

○市川会長 はい、どうぞ。

○磯委員 私もその重点地域の都の計画は見ましたけれども、そもそもそこに載っていない理由を知りたいんですけれども。

○市川会長 事務局、お願いします。

○有坂幹事 こちらの今回削除している地区につきましては、部分的には都市計画道路ですとか、そういったものが完了していないもの、または、まだ事業決定等されていない部分もありますが、例えば、文4の音羽一・二丁目地区などは、ほとんどこの地域に入っている部分が、北側にある環状4号線、不忍通り、その一部がこの地区に該当しているんですけれども、そこ以外は、音羽通りも都市計画道路として既に整備済みということもありますし、また、文5の不忍通り地区、こちらにつきましても、不忍通りの南側に該当している部分については、既に土地区画整理事業で事業が済んでおきまして、南側については、不忍通りは現状の線。北側については、まだ部分的に事業が決定されていないところがありますが、ほとんど、面積としても非常に少ない地域で、北区との区境にあるというようなこともあって、この都市計画道路の整備に合わせて大きく住宅の供給が行われるような地域ではないということ。あと、最後の不忍通り第二地区、文9につきましても、現状、不忍通りが残っていた部分、目白台のほうに、高田一丁目のほうに下りるところですけれども、ここも現在、事業中であるということで、まだ事業中ですとか、事業が完了していない部分が残っている地域ですが、ここも住宅供給といった意味では影響が少ない、そういったことでこの3地区を削っているというふうに御理解していただければと思います。

○磯委員 ありがとうございます。

○市川会長 あとは、先にまず太田委員から。

○太田委員 太田です。大塚五丁目に住んでおきまして、先ほど西村委員がおっしゃったように、細街路がなかなか残っている地区なんですけど、35ページを開きますと、この大塚五・六丁目地区の変更案の中で、安全条例に基づく新たな防火規制というのが外れているんですけれども、この外れた理由が何なのか。

それから、先ほど西村委員がおっしゃったように、細街路が多くて、消防自動車とかが入りにくい大塚五・六丁目を、どのような形で、これを外れた上でどのように改善してい

かれるのか、そこを教えていただきたいと思います。

○市川会長 事務局、お願いいたします。

○前田幹事 地域整備課長、前田です。今、35ページで御指摘いただいたところは、新防火地域については、以前のものにはなかったものを今回新たに追記するという形かと思われま。

○太田委員 すみません。追記ですね。勘違いしました。失礼しました。ありがとうございます。

○市川会長 よろしいですか。

佐藤委員、手が挙がりました。

○佐藤委員 佐藤です。拝見させていただきまして、非常にいろいろなものが網羅されていて、これを一つ一つやっていくのは大変だろうなと思って、非常によくできていると思うんですけども、中でもすごいよかったなと思うのが、31ページの4番の重点地区等の整備又は開発の方針が、従来のものは、おおむね首都高の中央環状線エリアというすごい狭いエリアで都市としてのまちづくりをしようという感じだったんですけども、今度は少し、二回りぐらい大きくなって、環状線の7号線の内側ということで、しかも、やはり東京オリンピックが評価されたのか、国際的なことを意識して、芸術・文化・スポーツのイノベーションを創出するようなまちづくりということ、やっぱり世界の都市がどんどん伸びる中で、日本の経済が停滞して、東京の都心をしっかりとまちづくりをしていかないと世界に通用しないというのを、そういう都市づくりをするには、首都高の環状線の中ではちょっと狭いのかなと。環状線の7号線になったことによって、もうちょっと都市として世界から注目される、より魅力的ないろいろな芸術や文化、スポーツ、イノベーションというようなことが目標とできるのかなということを私は思ったんです。

それはアのほうなんだけれども、あと、イのほうも、文京区、さっき水害の話もされていますけれども、逆に言えば、神田川を利用した水辺の空間だとか、そういうことも考えられると思うんですけども、これ、ある程度採用するのだったら、ある程度意識して、これをどうやってやるんだということを考えていくと思うんですけども、非常に魅力的だと思うんですけども、じゃあ、これを文京区に当てはめたときに、このアの部分、芸術や文化・スポーツ、イノベーションは、どういうものがイメージできるのかということと、あと、イのほうの老朽化とか木密についてはよく分かるけれども、特に意識してこういうことを考えていらっしゃるみたいなのがあったらちょっとお伺いしたいと思います。

○市川会長 今この31、32ページに関するところで、文京区がこういうことに関して何かあるのかという御質問です。

事務局からお願いします。

○澤井幹事 このアの部分でお話がありましたように、従来は、アは、首都高速の内側とあったところについて環状7号線まで広く、これは東京都が、何度かお話が出ていますけれども、東京都のランドデザインから、東京都の区域マスタープラン、この区域マスタープランについては、この審議会でも、一昨年になりますか、御審議いただいたと思えますけれども、こういった形の範囲を広げていく、環七の内側まで広げていくということについて、東京都の方針について御説明はしたところでございます。

まさに委員がおっしゃっているような形で、東京都のいわゆる中心的な部分との考え方を一定範囲を広げた上でまちづくりをしていく、都市開発をしていくというようなことの趣旨が示されております。

ですから、これについては、委員の御意見とも合致していると思えますけれども、今回の方針の中でも当然それと整合性を取っていくという意味では、ここが改められているところで我々も認識しております。

我々、当然もともと文京区は内側ではあるんですけれども、そういった中にある区であるということは、今後の文京区の都市マスタープランの見直しについても、より意識していかなければいけないと考えております。

また、イの部分について、例えば水辺空間の話であるとか、文京区でも、川もありますし、そういった水辺空間というものも大事な部分はあるかというふうに考えております。これらについても、この方針の中で、これもやはり東京都の都市づくりのランドデザインの中でもこういった記載がある中で、そこの整合性を取ってきていると思えます。文京区で都市マスタープランの見直しなどで、この部分についても、やはり区としてはどうなのかといったところについては、様々議論がありますし、この都市計画審議会においても御意見を当然伺っていくということになろうかと思えます。今後の検討の方向性としてあると思えます。

個別については、様々、今後、検討協議会の委員の皆さんの御意見、そしてこちらの意見、さらには区民の方の御意見も反映させながら、よりよいまちづくりの計画をつくっていきたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員 いいですか。

○市川会長 はい。

○佐藤委員 ありがとうございます。今、都市マスの改定もやっているではないですか。やっぱり文京区というのは、住環境がいい町かもしれないけれども、本当に都心の恵まれた立地にありますから、東京大学の本郷通りの向かいもシャッター通りが続いていたり、まだまだまちづくりとして、もっともっと世界に発信できる魅力的なまちづくりもできると思うんです。これから、これだけのものを、これが決まったら、いろいろと事業として予算を落としていって、目標数値を決めて追いかけていくと思うんだけど、ですから、この方針だけが先走りしないで、数字と実績がついてくるような本当に魅力的なまちづくりにしていただきたい。そのためには、国や都からの助成とか補助金とかのインセンティブだけではなくて、区独自のものというの、ぜひ骨を折っていただいて考えて、いいまちづくりをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○市川会長 ありがとうございました。

松田委員。

○松田委員 松田と申します。よろしくお願いいたします。

この26ページ以降の目標というところを拝見しますと、住居とか居住とかというところで、多分、住宅というのは1つキーワードになってくるのかなと思うんですけれども、そこで基本的な質問なんですけれども、これらの計画ができたときに、住宅、これは2040年と明確に書いてあるんですけれども、2040年代に住宅は増えるのか、それとも減るのか、今の数値がそのまま維持されるのか、どの程度の規模感になるのか教えていただけますでしょうか。

○市川会長 事務局、お願いします。

○有坂幹事 これは東京都全体の計画として上がってきているものですが、文京区としましても、今、人口が増えている状況でして、この先、人口がそこまで増え続けるということではないと思います。今ある住宅のストックを活用しながら、今後も良好な住環境を継続していきたいというふうに考えております。ですので、住宅が増えるかどうかということにつきましてはなかなか難しいところではあります。先ほども申しましたように、今あるストックを健全な状態で維持管理していくことで良好な住環境を築いていけるように頑張っていきたいというふうに考えております。

○松田委員 ありがとうございます。先ほど2040年代というふうに言ったんですけれども、データによっては2025年から東京都の人口がピークアウトするというふうにあ

ったと思うので、それから15年たつと、人口も明らかに減っているということになってしまうので、この時点でオーバースペックになってこないのかというのはちょっと懸念されていたので、そこら辺の整合性だけ教えていただければ幸いです。

○市川会長 これは事務局が答えるよりも、実はいろいろな人口推計があつて、都心部は減らないというものもあつて、増えていくというのがあるんですよ。文京区はどっちになるか実は分からないんです。最近是非常にマンションが増えて人口が増えているんだけど、どこまでいくかというのは、実は可能性は幾つかあるんです。まだ方向は決まっていないと思うんです。だから、もうちょっとたたないと、どうなるかと言えないのではないかなという気はしていて、ここで行政のほうにお話を伺っても、一般論になってしまうと思うので……。

○大川幹事 よろしいですか。企画政策部長です。当然、文京区としても、総合計画を立てるときに人口推計をやっております。今、令和2年度から5年度までの計画で、令和2年度の前の元年で人口推計をしているんですけども、そこでは人口は文京区はかなり伸びていくだろうというような形で推計をしております。

ただ、このコロナ禍で、一瞬、人口が減少したという状況が出てきております。今はまた少しずつ戻りつつあるんですけども、コロナ禍においての新しい生活様式というところが、今後の部分でどう影響するのかというのは、我々も今後人口推計をしていく中で、非常に難しい視点かなというふうには思っていますので、その部分でなるべく人口は維持するという形では施策を進めていきたいと思っております。今後増えるか増えないかとなると、なかなか今、非常にその部分の推計は難しい状況かなというふうには捉えているところで

○大方委員 皆さん、よくお間違いになるんですけども、人口は、仮に減っても、例えば日本中、今、人口は減っていますけれども、世帯数はまだ伸びているんです。だから、文京区も、もうじき人口は停滞するかもしれませんが、恐らく世帯規模が小さくなって、独り暮らしの方が増えていきますので世帯数は増えていく。我々の推計でも、40年ぐらいまでは首都圏全体でもまだ世帯数は増えていきそうです。しかも、空き家がなかなか取り壊されなかったりもしますので、住宅数は恐らくまだ増えると思っておりますよ。ただ、質のいい住宅が本当に確保されているのか、それはまた別の問題ですけども、数から言えば、とにかく世帯数はまだ文京区は伸びると思っております。

○市川会長 はい。

○澤井幹事 本当にありがとうございます。今、大方先生からも御指摘があった部分で、世帯構成が変わってくると、すなわち住宅は数が必要ということと、人口が増える、仮に減ったとしても、単身が増えれば住宅は増えるという話もあります。世帯構成の話もあります。空き家の話も、文京区はそれほど多いわけではないですけれども、内在している問題としては、やはりあります。

私ども、実は都市マスタープランを追いかけるような形で住宅マスタープランも既存のものがありまして、その見直しも今後行っていこうと考えております。その中で、住宅ですとか、世帯構成、さらには住環境も含めたことについて、もう少し深掘りした形で、いろいろな形で検討した上で計画を立てていきたいと思っておりますので、こういった将来像、文京区の住宅市街地としてどういった形になっていくのかという部分については、今後、様々な方の御意見をいただきながら、また検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○市川会長 今、事務局からあった、文京区はこれから都市マスタープランと住宅マスタープラン、両方つくるんですね。これから数年かけて、おっしゃったことについて、どうするかという検討に入るところなので、それであるほどという結果が出ることを期待したいと思います。

以上でございます。

○松田委員 大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

あともう1点、お伺いしてよろしいですか。

先ほどの変更案の目標はいろいろあるんですけれども、今、例えば住宅で問題になっているのは、集合住宅の建て替えの話が問題になっているかと思うんですけれども、あの話について、特に言及はないように見えるんですけれども、何かその辺の話は、案とか、考え方とか、背景を教えてくださいと幸いです。

○市川会長 事務局、何かございますか。集合住宅建て替えの話。

○有坂幹事 集合住宅につきましては、今、非常にマンション等、文京区内でも数が増えているところです。ただ、増えている反面、管理不全の兆候が見られるような、そういうマンションなどもありますので、これから建て替えとかということにつきましても、いろいろ課題だというふうに考えているところですが、この住宅市街地の方針の中では、その辺、大きくは触れておりませんが、文京区として、今も申しましたように、建て替え等については課題と考えておりますので、今後、その辺りについても、先ほどの住宅マスター

プランの見直しの中でも、そういったことについて検討していきたいというふうに考えているところです。

○松田委員 分かりました。ありがとうございます。

○市川会長 よろしいですか。

では、板倉委員。

○板倉委員 板倉です。今度、重点地区ということで、不忍通り地区、文5が今回、外れるということなんですけれども、ここについては、まだ下のほうに書いてあるように、街路の整備事業が事業中ということで、補助94号線、環状4号線ということで、まだなかなか進捗状況というか、そういうものが見えていない中で、都市計画決定されていて進めていく方向だからということだとは思いますが、やはり、今、事業中であるものをあえて削除するというをやらなければいけないということでは私はないと思いますし、中ほどにありますように、公園等の整備を図るというふうにここで書いてあるんですけれども、目白台一丁目のところにあります、あそこは公園というふうに言わない、遊び場という位置づけになっているかと思うんですけれども、あそこの遊び場はかなり広いもので、あそこは東京都の土地だということなんですけれども、この道路が完成してから公園については整備をしていくというふうになっているわけで、地元の方からすれば、やっぱり道路と同様に、公園の整備というのがすごく関心があるところなので、この地域を外すということは、私はあえて賛成とは言えないというふうに、私の意見としては申し上げておきたいと思っておりますけれども、御意見があればお聞かせください。

○市川会長 御意見というか、何か事務局に質問です。

○有坂幹事 こちらは、先ほど磯委員からの御質問にもありましたように、この地域を削除しているのは、委員が今おっしゃるように、不忍通り自体は、まだ事業決定されていない部分もありますが、南側、不忍通りの内側につきましては、区画整備事業が既に終わっているということで、都市計画道路のラインももう固定されている状況ということです。

また、北側の地区については、都市計画道路が中に入っていくというような部分もありますが、北区との境であるということもあって、そんなに大きい範囲で影響する部分が少ないということからも、今回削除をしているということです。

また、今、委員からお話のあった公園等の整備につきましては、特に街路事業が終わっているとか終わっていないとかということに限らず、今、公園再整備計画に基づきまして、みどり公園課のほうで着実にやっているという御理解をしていただければと思います。

○市川会長 ということですが、いかがですか。

○板倉委員 公園の再整備ということは、道路計画とは別な形でというか、リンクしない部分でもやると思うんですけれども、実際には、道路がきちんとできない限りは公園の整備も進まないわけですから、そういう点では、やはり関係性があるわけで、あえて外さなければいけない理由には私はならないというふうに思います。

私の意見でした。

○市川会長 はい、分かりました。そういう意見ですね。既に事務局がいろいろ説明しているのでよろしいかと思うんですけれども、よろしいですか。

ほかに御意見、まだございますか。発言されていない委員の方もおられる。よろしゅうございますか。

御質問等について事務局から答えていただきましたけれども、今回のこの東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に関する都市計画変更について、御了承いただけるということではよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市川会長 では、これはこの結果を諮問に対する答申とさせていただきますので、ありがとうございました。

これでまず1つ目の審議事項については終わりましたけれども、続いて、事務局からお願いいたします。

○有坂幹事 御審議いただきまして、ありがとうございました。本議題につきましては、御審議いただきました内容で東京都に回答させていただきたいと思います。

○市川会長 続いて、報告事項が1件ございますね。これにつきまして、テーマは、文京区都市計画マスタープランの見直しについてであります。

先ほど質問があったもの、これからやる。お願いいたします。

○下笠幹事 それでは、都市計画課より、文京区都市マスタープランの見直しについて御報告をいたします。資料は最後の1枚でございます。資料2を御覧ください。

まずは1、見直し検討の趣旨ですが、現行の都市マスタープランは、平成23年に改定してから11年が経過いたしました。この間、社会状況は大きく変化し、都市に求められる機能も高度化、多様化しております。

そこで、現行都市マスタープランがこうした環境の変化に対応できているかを検証し、見直しの検討を行います。

次に、2、見直しに向けて、(1)まちづくりの成果検証と共有でございます。

都市マスタープランの見直しに当たり、令和2年2月14日開催の都市計画審議会において御報告申し上げました区民意識調査については、新型コロナの感染拡大により、調査の実施を延期し、昨年度から調査を行いました。その分析結果などを基に、現行都市マスタープランの成果検証を行い、区民と多様な主体と共有しながら検討を進めてまいります。

次のページを御覧ください。(2)見直しの検討でございます。

文京区都市マスタープラン見直し検討協議会を中心に検討を進め、節目における周知活動や説明会の実施など、区民等の意見の把握、反映に努めてまいります。

次に、3、検討組織の(1)は、区民等が参画する見直し検討協議会でございます。

(2)は、庁内における検討会議でございます。

最後に、4、今後のスケジュールでございます。

適宜、検討協議会、庁内連絡会を開催するとともに、議会、都市計画審議会へ御報告をいたします。今年度末に中間まとめ、区民説明会等の実施を予定しております。

来年度は、見直しの素案の作成の後、区民説明会等の実施、年度末に見直しを完了させる予定で検討を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

これから始まることの説明でございますけれども、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

先にまず海津委員から。

○海津委員 まず、これから検討していただくといいんですけども、この検討組織なんですけれども、少なくとも検討連絡会という庁内連絡会においては、これ、全員が男性なんです。男性職員なんです。検討組織のほうが、今どういうふうな男女比になっているか教えていただきたいと思います。文京区としては、男女平等推進会議のところでも、今年の令和4年1月に、令和元年度より女性委員の比率が31.9%で、本来だったら4割にしなくてはいけない。男女比は4割にしなくてはいけない。これ全くゼロですよ。連絡会のほうはゼロだし、本当にこれ、どうにか。いや、これはまちづくりはすごく大事な視点ではないですか。障害のある人、高齢者、子供。だから、例えば、これは部課長たちはしょうがないとは言いたくないですけども、そういうふうなことになったとしても、でも、例えば検討組織のほうに関して、どのぐらいの当事者というものを広く入れられて

いるかということをちょっとお伺いさせていただきたいです。

○市川会長 事務局、お願いします。

○下笠幹事 確かにおっしゃるとおり、どちらかの性別が4割未満にならないようにということで、各団体推薦のお願いをするときに、こういった男女平等参画の取組をしておりますので、できましたら女性の方をとすることは申し上げてきましたが、結果、団体推薦につきましては、今のところ、女性はお一方もいらっしゃらない。公募区民に関しては、5人中お二方が女性ということ。あと、学識経験者の先生がお一方女性ということで、今のところ、少ない状況ということは御報告申し上げます。

○市川会長 どうぞ。

○海津委員 本当に大事なまちづくりのところを進めるに当たって、やっぱりそこはもっと意識するべきだと思いますし、また、例えば関係団体というところも、どういうふうな関係団体なのか、障害者、高齢者、そういうふうな本当にそこに知見を、様々な、例えば専門家とか、そういう調査をきちんと行っているところ、例えば、町の中での移動に関して、障害があるなしで、公共施設も含めて、遠回りさせられているとか、そういうふうなことも含めて、いろいろなところの視点をお持ちの方とか、学識経験者にしても、その辺りがきちんと入っているかということも含めて、非常に重要な視点だと思うんですけども、今お伺いすると、ほとんど男女比、2割にも、1割ぐらいということだと思うので、そこを現実もなくもうスタートするんだと思うんですけども、そこをどのように補っていかれるかというところが重要なことになっていくと思うんです。連絡会にしても、この庁内連絡会が男性だから悪いということは言いませんけれども、文京区が示すところからすると違っている。では、その逆分析でいえば、理想と現実の狭間をどう埋めていくのかという、特にまちづくりマスタープランとすれば、もうこれに従っていろいろあれされていくわけですね。今の現状のところでも様々な視点のところ、やはり私などが御指摘いただくのは、絵に描いた餅になっていないかということとか、当事者の視点がもっと組み込まれたほうがいいのではないかと、ジェンダー的なものも含めて、そうしたギャップがあるところを、今の委員会構成の中でどのように補っていかうとお考えになっているのかだけ、ちょっと確認させていただきたい。

○市川会長 お願いします。

○下笠幹事 まず、学識経験の先生方ですけども、都市工学の先生が中心だということで、バリアフリーの取組とか、その辺のことも当然考慮しながら研究をされていらっし

やると思いますので、そういうようなことも方向性としては盛り込んでいくというところになるかと思えます。

団体推薦につきましては、確かに福祉のまちづくりというところは、おっしゃるように非常に重要な視点だと思えますけれども、福祉関係団体の方は、団体推薦はお願いしていないというところではございます。

都市マスタープランについては、方向性というところで、現行と違ったプランにおきましても、バリアフリー、そしてユニバーサルデザインに配慮したというところで、部門別方針においても、何か所も書き込みがございまして、それは当然、次の都市マスタープランの見直しの中でも継続してというところでは考えてございます。

検討協議会を中心に検討を進めていきますけれども、広く多くの方々から御意見をいただきたいと思っておりますので、当然男女のこと、あと年齢のこと、その辺も配慮しながら御意見を承りたいというふうに考えてございます。

○市川会長 どうぞ。

○海津委員 広く御意見をというのが、年末のパブリックコメントのことを指すのであれば、年末の忙しいときにいろいろ来て本当に関わられる方というのはごく少数なので、そこで聞きましたということはやめていただきたいと思っておりますし、その7月から適宜という中に、もう本当に団体からどういうふうなことがあるのかということをもっと詳細に関係所管のところを通して伺っていただきたいというふうに、実態、実質、きちんとした声を聞いたという、例えば議事録とか資料の中にもそれが表れる形できちんと残していただきたいと思えます。

それから、ユニバーサルデザインとか、各所で書き込まれていると言われますが、それが実際、各所管で実施されているというふうにはとても思えない事例が多々ありますので、そこを改めて改善していただけるような方向でお願いできればと思えます。

以上です。

○市川会長 佐藤委員。

○佐藤委員 都市マスの見直し、今回は幅広いステークホルダーを入れるように意識したというのは聞いていまして、関係団体だとか区民も5人ずつということで多いということで、非常にそういうところは評価しております。

確かに海津委員の言うように、女性はやっぱり増やすべきなので、今からでも増やせるのだったら、行政の職員の女性の方とか、いろいろなステークホルダーは確かにいたほう

がいいと思いますので、入れるべきなのではないかと私も思います。

私の意見なんですけれども、先ほど松田委員がお話しされていたマンション建て替えの問題というのは、将来的に文京区の町をよくする、維持する、治安をよくする、いろいろな意味で空き家を増やさないと、いろいろな課題を網羅するためにも非常に大事なことなので、有坂幹事、ぜひ都市マスの見直し検討協議会は、シャンシャンの会ではなくて、本当にそういういろいろな課題をシミュレーションしたり、話し合える、例えばマンション建て替えをしやすくするためにどうするのかとか、そういうものをぜひ都市マスの改定協議会でやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○市川会長 お願いします。

○下笠幹事 ありがとうございます。佐藤委員がおっしゃるように、シャンシャンの会議ではない……。

○佐藤委員 そうですか。失礼しました。

○下笠幹事 そういうふうにはできないと思っています。しっかりと議論していきたいということで考えてございます。

それと、先ほどおっしゃった社会資本の老朽化への対応、それについても今回の都市マスタープランの見直しの重要な視点だというふうに考えてございます。しっかりと議論していきたいと考えてございます。

○佐藤委員 はい、よろしくお願いします。

○市川会長 ほかは、どなたか、委員、御意見ございますか。

よろしいですか。

これからいよいよ始まるわけです。それから、シャンシャンのようなメンバーではないです、今回は。相当厳しいはずで。

○佐藤委員 そうですね。失礼しました。

○市川会長 今までは、大方先生、今回はまた違う方ですけれども、相当パワフルな方ですから、シャンシャンではないと思います。

○佐藤委員 分かりました。

○市川会長 特に環境問題に強い人。

○大方委員 今までもシャンシャンではない。

○市川会長 今までもシャンシャンではなかったけれども、これからもシャンシャンではない。

○佐藤委員 失礼しました。よろしくお願いします。

○大方委員 ちょっと一言だけ。

○市川会長 どうぞ。

○大方委員 先ほどの広く区民の声を聞いてということに対して、当然シャンシャンではなくて、この協議会でしっかり議論していただくことも大事なんですが、ただ、この協議会の中だけで密室で議論して、答えが出ましたというのでも、もう今の時代は駄目だと思うんです。だから、いろいろなワークショップとか言って、付箋を地図に貼ればいいとは言いませんけれども、とにかくいろいろな人たちに、ただ説明会という形ではなくて、積極的にクリエイティブな意見が出てくるような場を用意して、またそういうことに強い学識の若い方々も入っていらっしゃると思いますので、そういう形で協議会がリードするのは重要ですけども、協議会だけで決まらないように、もっと手広にやっていただけたらなというのは、これは単なる希望ですけども、専門家としての希望です。ぜひこれからの日本の模範になるようなマスタープランをおつくりいただけるといいかと思っております。

○下笠幹事 会長、すみません。

○市川会長 はい、お願いいたします。

○下笠幹事 おっしゃるとおり、協議会の中だけで決められるということはないというふうに思います。

説明会の方法につきましても、今、コロナの状況ですので、大勢の方にお集まりいただいて、そこで説明するというのはなかなか難しい部分もありますので、例えばワークショップだとか、オープンハウスの形式、いろいろ工夫しながら、広く多くの方々から意見をいただけるような形で工夫してまいりたいと考えてございます。

○市川会長 ありがとうございます。

様々御意見をいただきましたけれども、今日は報告でございましたけれども、本審議会としては、文京区都市マスタープランの見直しについてについて、御了承いただいたというところでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○市川会長 ありがとうございます。

報告事項は以上になります。

その他、何か事務局から連絡事項等ございますか。

○**下笠幹事** ありがとうございました。事務局からの連絡事項は特にございませぬ。

○**市川会長** 分かりました。

ちよつとしゃべらなかつた人が3人。別にいいですか。しゃべっておきたいことがありますか。

○**平田委員** すみませぬ。お時間をいただいたので、一言だけ。

空き家対策の審議会を私は担当しておりまして、実はこの都市計画と非常に関連があるところがあります。先ほど佐藤委員がおっしゃったように、空き家防止をどのようにマスタープランとかで計画しておくかが重要なので、本当にジョイントしたいなと思つて聞いておりました。ぜひそのことも、都市計画はもちろん検討されると思うんですけども、マスタープランとか、こちらの審議会でも、いろいろな問題と併せて扱っていただきたいので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○**市川会長** 以上で本日の日程は終了しましたので、審議会を閉会します。どうもありがとうございました。

— 了 —